大阪府における建築物の解体現場等からの 石綿飛散防止対策

- 1 大阪府の石綿対策の制度
- 2 施行状況
- 3 その他の石綿飛散防止対策
- 4 大阪府に寄せられた苦情の状況
- 5 論点に対する大阪府の考え方

平成24年8月27日 大阪府環境農林水産部環境管理室

1 大阪府の石綿対策の制度

1-1 建築物等の解体等工事に係る法・条例の主な規制内容

		建築物の解体等工事					
		吹付け石綿・ 断熱材・保温 材・被覆材	成形板(石綿 使用面積 1,000m ² 以上)	成形板(石綿 使用面積 1,000m ² 未満)	石綿無		
着	事前調査	条例	条例	条例	条例		
手	表示	法	条例	条例	条例		
前	届出	法	条例	_	_		
着	作業(実施)基準	法	条例	条例	_		
手中	敷地境界基準	条例	条例	条例	_		
T	測定(石綿使用面 積50m ² 以上)	条例	_	_			
	立入検査	法	条例	条例	条例		

□事前調査

- 工事施工者は、石綿使用の有無、種類、使用面積等を事前調査□敷地境界基準(特定排出等工事施工業者の義務)
 - 石綿排出等作業に係る建築物等の敷地の境界線における大気中の石綿の濃度の許容限度として、10本/Lと規定
 - ・石綿含有建築材料(石綿含有成形板を除く)の使用面積が50m²以上の工事については、「石綿濃度測定計画届出書」を提出

□測定

- ・測定頻度は開始前1回、作業期間中6日までごとに1回、完了後1回
- 測定場所は敷地境界
- ・測定方法は「大阪府公告第24号の2」で測定
- ・ 測定記録の保存は3年間
- ・期間の比較的長い(6日程度)吹付け石綿除去工事等については、 特定排出等工事施工業者の測定と並行して行政も実施

石綿が使用されていない場合の表示例

事前調査の結果について

大阪府生活環境の保全等に関する条例第40条の3の規定により、石綿含有建築材料の有無を調査した結果、 当該建築物には、石綿が使用されていませんでした。

石綿含有建築材料の有無を調査した日			平成	年	月	日		
建築物等の解体、改造又は補修する工事を行う期間	平成	年	月	日 ~	平成	年	月	日
使用している石綿含有建築材料								

建築物等の解体、改造又は補修の作業を伴う建設工事を施工しようとする者の氏名:

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

住所:

連絡場所(連絡先):

・縦40センチメートル以上、横60センチメートル以上の掲示板によること

60cm以上

現場写真1:敷地境界での行政による並行測定



1-2 基準超過時の措置

- ・敷地境界基準を遵守していない場合は、従うよう命じ、又は一次停止を命ずることができる
- ・また、意見の聴取を行い必要に応じ公表できる(副次的に住民 監視による違反抑止を期待)
- ・一次停止命令等に違反した者には、6月以下の懲役、30万円以下 の罰金

2 施行状況

2-1 大阪府全域(大阪市・堺市等を含む全数)の石綿除去

□工事届出件数、立入検査件数

		届出件数		立入検査件数		
	法	条例	合計	法・条例合計		
H21年度	652件	101件	753件	602件		
H22年度	649件	113件	762件	678件		

立入検査は労働基準監督署と連携して実施。

□立入検査時の確認事項

- 事前調査⇒事前調査内容の確認
- 事前調査結果の掲示板⇒縦40cm以上、横60cm以上
- 作業場の隔離⇒前室の設置
- ・集じん・排気装置⇒負圧状態、HEPAフィルタの管理簿
- ・隔離用シート⇒仕様(厚みが壁0.08mm以上、床0.15mm以上上)、床は二重、破損等の有無
- ・使用薬剤⇒JIS等の規格品、必要量
- ・成形板解体等の場合⇒飛散防止幕の設置状況、原則手ばらし
- ・石綿測定(測定対象規模以上の場合) ⇒適正な測定場所

口主な不備指摘内容

- ・養生シートの破損等の修復
- ・適正な負圧状態の維持

現場写真2:成形板の解体時に建物高さ以上の飛散防止幕を設置



2-2 改善勧告

H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
2件	2件	6件	2件	O件	O件	O件

口理由

- 未届で作業着手
- ・取り残しがあるにも拘らず養生を解除
- ・ 隔離養生前に一部解体作業を実施
- ・測定の結果、敷地境界基準を超えていた

《敷地境界基準超過の原因》

- 養生不十分で石綿飛散
- ・ 負圧確保不十分により出入口から石綿漏洩
- ・出入口からの石綿の持ち出し、漏洩

- 3 その他の石綿飛散防止対策
 - □アスベスト飛散防止推進会議開催
 - 毎年6月に国(環境省、厚労省)、府、市町村、関係団体(建設業、 産廃業等)が参加し、各機関の取組み状況や情報交換等を行う
 - ロアスベスト飛散防止対策セミナー実施
 - ・毎年6月に建設業者(解体業者を含む)、市町村職員等を対象に 法・条例、飛散防止対策等について、行政職員等による講演を実施 □解体現場パトロール実施
 - ・年2回市町村と連携した一斉パトロールのほか、産廃部局、建築部局との合同パトロール実施(H23年度一斉パトロール: 320件実施)

4 大阪府に寄せられた苦情の状況

□ 苦情内容

- ・事前調査の表示がない
- 石綿が無い旨の表示があるが、石綿の有無を確認せよ
- 石綿が使用されているに違いないので調査せよ
- ・解体工事を行っているが、適正に行うよう業者を指導せよ
- 解体現場で石綿が飛散しているので指導せよ
- 市の判断に納得できないので府が対応せよ

(なお、クボタショック(H17年6月)後のアスベストホットラインへの苦情・問合せ件数は、H17年7月1ヶ月で907件)

- 5 論点に対する大阪府の考え方
- 5-1 立入権限の強化及び事前調査の義務付けについて

全ての解体等工事場所(改造・補修工事を含む)を立入対象とする。 また、全ての解体等工事で事前調査及びその結果の表示を義務付ける。 より信頼性を高めるため、指定調査機関(仮称)の創設等も有用。

- 〇立入対象(石綿使用のおそれ)の定義(建築年数、構造等)
 - ・苦情対応等で迅速な対応を迫られる時などに、円滑に対応するためには、立 入権限の対象を全ての解体等工事場所とする方が望ましい。
- 〇大気汚染防止法における事前調査の義務付けの要否
 - ・周辺住民の不安解消のため、事前調査を義務付け、結果を表示させることが 必要である。
 - ・より信頼性を高めるため、施主から依頼されて調査を実施する指定調査機関 (仮称)の創設等も有用。

5-2 敷地境界等における大気濃度測定の義務化及び測定結果の 評価について

周辺住民の健康リスクの回避・低減の観点から、石綿使用面積が一定 規模以上の特定工事について、大気濃度測定の義務化、測定結果の評 価実施が必要である。また、超過した場合の法的措置が必要である。

- 〇大気濃度測定義務の規定場所
 - ・法律に大気濃度測定義務、規則に濃度基準を規定する必要である。
- 〇大気濃度測定未実施の場合の罰則規定
 - ・住民の健康リスク回避のため、未実施の場合の罰則規定が必要である。
- 〇大気濃度測定結果の評価方法
 - ・住民の健康リスク回避の観点から評価することが望ましい。
- 〇大気濃度測定結果が基準値を超過した際の対応
 - ・超過した場合一時停止を命じ、従わない場合は罰則適用が必要である。

5-3 大気濃度測定に係る試料採取及び分析について

周辺住民の安心安全と短い工事期間を考慮し、6種類の石綿繊維を迅速かつ正確に測定できる新たな分析方法を開発する必要がある。 また、測定結果の信頼性向上のため、分析事業者登録制度の創設等が必要である。

〇大気濃度の測定方法

- ・迅速、正確に分析できる方法の開発が必要である。
- 〇大気濃度の測定場所
 - ・原則、敷地境界で測定することとする。
- 〇大気濃度の測定対象物質(総繊維、石綿繊維)
 - ・一時停止措置命令や罰則適用には迅速正確な石綿繊維の分析が必要である。
- ○測定及び分析事業者の登録制度の要否
 - ・測定結果の信頼性を高めるため登録制度は必要である。
- 〇大気濃度測定の結果を報告する義務の要否
 - ・敷地境界基準の遵守状況確認のため必要である。

5-4 発注者による配慮について

特定工事が、適正な工事期間、適正な価格で実施されるよう、発注者 (施主)に一定の責務規定を設けることが必要である。

- 〇発注者の配慮規定の拡充の要否
- 〇発注者の責務規定の位置づけの要否
 - ・発注者(施主)が責任の一端を担うことは、適正な特定工事の実施に資すると考えるので、配慮規定の拡充ではなく、責務規定を設ける必要があると考える。

5-5 法令遵守の徹底と透明性の確保について

石綿の危険性と石綿含有建材についての正しい知識を広く国民への啓発を継続し、特に発注者(施主)である建築物の所有者等に対する法令や制度の周知は重要と考える。

- 〇アスベストの飛散防止対策の重要性についての周知
 - ・国民の正しい理解を得るために必要と考える。
- 〇特定粉じん排出等作業である旨の掲示、特定粉じん排出等作業の公開の要否
 - ・周辺住民の不安を払拭するために、事前調査結果の掲示等は必要と考える。

- 5-6 特定建築材料以外の石綿含有建材を除去するにあたっての石綿飛 散防止対策について
 - 一部のパッキン等、除去作業時の飛散状況が不明な石綿含有建材があるので、その飛散状況を把握し、飛散しやすいと考えられる石綿含有建材と除去作業内容を順次規制していくことが必要である。
 - 〇特定建築材料以外の石綿含有成形板の除去作業に係る作業基準の設定及び届出 の要否
 - ・飛散する可能性のある除去作業については、作業基準を設定することが必要である。その実効性を高めるため、届出を義務づけ、行政による指導が行える仕組みとする必要がある。

また、石綿の飛散状況と規制の内容を国民に説明できるよう、飛散に関するデータを整えることが重要と考える。

5-7 その他

建築物解体等工事の適正な実施について、工事の信頼性を高めることが重要であり、そのための仕組みの整備が必要と考える。

【指定調査機関(仮称)の創設、特定工事業者登録制度の創設】

- 〇事前調査や工事について第三者が管理することの要否
 - ⇒事前調査や除去工事については社会的信頼を高めることが重要である。 事前調査に係る指定調査機関(仮称)の創設や特定工事業者に係る登録 制度の創設等を国レベルで構築する必要があると考える。
- 〇アスベスト除去後の完成検査の要否
 - ⇒工事関係者以外による除去の確認が必要と考える。その場合、完成検査 実施者や完成検査項目、評価基準を設定する必要がある。
- ○罰則の強化及び違反者への対応(公表等)
 - ⇒適正な特定工事の実施のために必要と考える。またそれにより不適格業 者の排除が期待できる。

以上で「大阪府の建築物の解体現場等からの石綿飛散防止対策」の 説明を終了いたします。

御静聴ありがとうございました。